

半田市障がい児・者  福祉資源ガイドブック

# ふくしげん



# 目次

半田市障がい者相談支援センターの紹介	2
障害者総合支援法によるサービス利用の仕組み	4
障がい福祉サービス利用までの流れ	5
制度の説明	7

# 障害者総合支援法によるサービス利用の仕組み

## 市区町村

### 自立支援給付

障がいの程度や勘案事項（介護者や居住等の状況）とサービス等利用計画案をふまえ、個別に支給決定されます。

#### 介護給付

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

#### 訓練等給付

- ・ 自立訓練（機能・生活）
- ・ 自立生活援助
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

障がい者  
・  
障がい児

#### 自立支援医療

- ・ 更生医療 ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

#### 地域相談支援給付

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援
- ・ 計画相談支援

#### 補装具

補装具の購入や修理・借受にかかる費用が支給されます。

### 地域生活支援事業

市区町村や都道府県が地域の実情に応じてさまざまな事業を行います。

#### 市区町村

- ・ 相談支援 ・ 意思疎通支援 ・ 日常生活用具の給付
- ・ 移動支援 ・ 日中一時支援（A型、B型） 等

支援

#### 都道府県

- ・ 広域支援 ・ 人材育成 等

※自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は愛知県

# 障がい福祉サービス利用までの流れ

①

## 相談

市区町村または指定特定相談支援事業所（半田市内 障がい者：8箇所、障がい児4箇所）に相談します。相談の結果、福祉サービスが必要な場合は市区町村に利用申請をします。

②

## 申請・障がい支援区分の認定（必要に応じて）

市区町村の窓口にて福祉サービスの利用申請をします。  
年齢や利用するサービスによっては、「障がい支援区分」の認定が必要です。

< 必要な方 > 18歳以上で、介護給付を利用する方

< 不必要な方 > 18歳未満または訓練等給付や地域相談支援給付のみ利用する方

### ※障がい支援区分の認定

申請後、市区町村の職員により、心身の状態や日常生活に関する内容等の聞き取り調査（認定調査）が行われ、調査結果と主治医の意見書をもとに、市区町村の審査会（月1回）で審査・判定され、どのくらいサービスが必要な状態か（障がい支援区分）が決められる。

③

## サービス等利用計画案の作成

指定特定相談支援事業所相談員と面談（どのような目的でサービスを利用するか、どんなサービスをどの程度利用するか等）を行い、必要に応じてサービス提供する事業所の見学や体験利用をします。「サービス等利用計画（案）」が作成され、捺印をしたものを市区町村に提出します。

④

## 支給決定

市区町村はサービス等利用計画（案）を踏まえて支給決定を行い、受給者証を発行します。支給決定された内容に基づき、指定特定相談支援事業所相談員が「サービス等利用計画書」を作成します。

※支給決定の有効期間は、基本1年で更新が必要（サービス内容によって異なる場合あり）。

⑤

## サービスの利用開始・モニタリング

サービスを利用する事業所を選択して契約を結び、サービス等利用計画書の内容に基づきサービス利用が開始します。一定期間ごとに、指定特定相談支援事業所相談員によるモニタリング（サービス等利用計画書の見直し）が行われます。

## 計画相談支援

### ●サービス利用援助

障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画(案)を作成し、支給決定後に、サービス事業者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

### ●継続サービス利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者との連絡調整等を行います。

## 地域相談支援

### ●地域移行支援

障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との連絡調整等を行います。

### ●地域定着支援

居宅にて単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

## 障がい児相談支援

### ●障がい児支援利用援助

障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。

### ●継続障がい児支援利用援助

支給決定された障がい児サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

【計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援を行っている事業所】

事業所	電話番号	住所	計画 相談支援	障がい児 相談支援	地域移行 支援	地域定着 支援
半田市障がい者相談支援センター	0569-21-5585	雁宿町 1-22-1 雁宿ホール内	○	○	○	○
WHJ 相談支援センター	0569-32-8897	住吉町 8-2	○	○	—	—
相談支援 ぴっと	0569-22-4072	天王町 1-40-5	○	○	—	—
つみき福祉工房	0569-23-3078	住吉町 1-65-4	○	—	—	—
ハートフルセンター半田 計画相談支援部	0569-27-7300	金山町 1-75-3	○	—	—	—
愛厚半田の里	0569-27-5049	鴉根町 3-40	○	—	—	—
相談支援事業所リンク	0569-47-6471	有楽町 1-34-1	○	—	—	—
カラーリーフ	0569-26-1117	乙川新町 3-44	○	○	—	—

# 制度の説明

## 国の制度

居宅介護	8
重度訪問介護	8
同行援護	9
行動援護	9
短期入所	1 1
重度障害者等包括支援	1 2
療養介護	1 2
生活介護	1 3
自立訓練（機能訓練）	1 4
自立訓練（生活訓練）	1 4
宿泊型自立訓練	1 5
就労移行支援	1 5
就労継続支援A型	1 6
就労継続支援B型	1 7
就労定着支援	1 8
自立生活援助	1 8
施設入所支援	1 9
共同生活援助（グループホーム）	1 9

## 市の制度

### <地域生活支援事業>

日中一時支援A型	2 1
日中一時支援B型	2 1
移動支援	2 2
訪問入浴	2 3
体験的宿泊	2 3

### <障がい者総合支援法以外のサービス>

訪問看護	2 4
訪問リハビリテーション	2 5

## 居宅介護

【どんな人が使えるの？】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
×	○	○	○	○	○	○

●障がい支援区分（市役所に申請）が区分1以上の方。 ※通院介助は区分2以上の方

●障がいの種別は問いません。

【どんなことをするの？】

- ・自宅にヘルパーが訪問し、料理や洗濯、掃除等を行います（家事援助）。
- ・お風呂や食事、散歩（体力維持のため）、朝の準備（歯磨き・着替え）の介助を行います（身体介護）。
- ・通院に伴う移動の支援を行います（通院介助）。

【身体介護と家事援助の違いは？】

- ・援助を受ける本人の身体に触れるようなこと（入浴の介助・トイレの介助など）⇒身体介護
- ・洗濯や料理など、本人の身体に触れないこと⇒家事援助
- ・洗濯や料理をヘルパーと一緒にやる場合⇒身体介護

## 重度訪問介護

【どんな人が使えるの？】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
×	×	×	×	○	○	○

●重度の肢体不自由者その他の障がい者であって、障がい支援区分（市役所に申請）が区分4以上で常時介護を要する、下記の①または②の条件を満たす方。

①重度の肢体不自由（左手、右手、左足、右足のうち2つ以上に麻痺）で、区分認定時の調査項目のうち「歩行」「移乗」「排便」のすべての項目で「できる」以外に○がある方。

（ex.補助があればできる、もしくはできないに○がつく、支えればできる、など）

②知的障がい又は精神障がい、区分認定時の調査項目のうち「行動」に関する部分で著しい困難があると判断される方。

【どんなことをするの？】

- ・4時間を一回の単位でヘルパーが自宅を訪問してくれます。
- ・居宅内で食事、排泄等の介助をしてくれるとともに、外出時の支援（外出先での心身にかかる介護を含む）をしてくれます。

【居宅介護との違いは？】

- ・居宅介護は1回3時間までの制約があることに対し、こま切れの支援を行うのではなく、長時間を通して食事や着替え、トイレ、外出等の統合的支援を行います。

## 同行援護

【どんな人が使えるの？】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
○	○	○	○	○	○	○

●視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者。

【どんなことをするの？】

- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）を行います。
- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。
- ・排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

## 行動援護

【どんな人が使えるの？】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
×	×	×	○	○	○	○

●知的障がいのある方、精神障がいのある方に限り、障がい支援区分（市役所に申請）が区分3以上の方。

●行動上の障がい特徴が強い方への外出時のサービス（詳しい条件は相談支援センターへお問い合わせ下さい）。  
（例：危険回避が出来ない、自分・他人を傷つける行為・異食・徘徊等がある）

【どんなことをするの？】

- ・行動上の障がい特徴に応じて配慮が必要な方への外出時の支援
- ・外出に伴う準備・片付け等

【移動支援（市の制度）との違いは？】

- ・制度や対象が異なります。行動援護は国の制度で、区分や調査項目の点数など条件があります。  
（移動支援は市の制度です）。
- ・支援者が異なります。
  - ・ヘルパー等の資格があり、かつ2年以上の経験がある者
  - ・ヘルパー等の資格があり、1年以上の経験があり、行動援護の講習を受けている者が支援に入ります。



市内や近隣市町で【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】を行っている事業所

事業所名	電話	住所	サービス種類			
			居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
アースサポート半田	0569-31-1400	昭和町2-47	○	-	-	-
ケアサービスめばえ	0569-27-8551	板山町13-136-1	○	-	-	-
生活支援センターあっと	0569-23-8008	天王町1-40-5	○	-	-	○
つみき福祉工房	0569-23-3078	住吉町1-65-4	○	-	-	-
てとて	0569-29-1119	長根町1-122 2F	○	-	-	-
ニチイケアセンター半田	0569-25-4311	岩滑中町4-163榊原ビル2F	○	-	○	-
ニチイケアセンター有楽町	0569-25-0603	有楽町4-225-3キャンパスひまわり	○	-	-	-
ふるさと	0569-26-4469	花園町1-17-8	○	-	-	-
ふれあい支援センター	080-3074-2067	池田町1-213-4	○	-	-	-
ベタニアホーム	0569-22-6489	桐ヶ丘4-208-2	○	-	○	-
ヘルパーステーション宝来	0569-77-2495	平井町5-11-1	○	-	○	-
りんりん	0569-32-6616	岩滑高山町5-4	○	-	○	-
訪問介護事業所ごきや	0569-27-8820	板山町2-166-2	○	○	-	-
ヘルパーステーション アーチ	0569-47-6471	有楽町1-34-1	○	-	-	-
ハーブ内科皮膚科在宅医療介護センター	0569-49-2752	阿久比町横松宮前67	○	-	-	-
ケアシス訪問看護ステーション	0569-71-0315	武豊町長宗2-32	○	-	-	-
ゆめじろう	0569-72-2963	武豊町富貴外面85-2	○	○	-	○

## 短期入所

### 【どんな人が使えるの？】

非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
×	○	○	○	○	○	○

●障がい支援区分（市役所に申請）が区分 1 以上の方。

●居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障がい者等。

### 【どんなことをするの？】

- ・何日間か期間を決めて施設に泊まります。
- ・施設に泊まっている間は、施設の職員が入浴やトイレ、食事などの介護、日常生活の支援をします。

### 【市内や近隣市町で短期入所を行っている事業所】

事業所	電話	住所
愛厚半田の里	0569-27-5049	鴉根町 3-40
JJヒマワリ	0569-27-8833	吉田町 4-175
生活支援センターあっと	0569-23-8008	天王町 1-40-5
メビウス	0569-20-7755	椎ノ木町 1-8-1
瑞光の里	0569-27-6262	椎ノ木町 1-69
第二瑞光の里	0569-26-5510	土井山町 2-105
パスピ・98	0569-48-9098	阿久比町大字卯坂字秋葉山 37-5
ひがしうらの家	0562-84-3400	東浦町大字藤江字カガリ 118
ひかりのさとのぞみの家	0562-83-9938	東浦町緒川東米田 56
まどか	0562-83-5344	東浦町緒川東米田 23
大府あおぞら有床クリニック（※）	0562-85-1510	大府市吉田町半ノ木 45-1

※大府あおぞら有床クリニックの利用：身体障害者手帳 1、2 級と療育手帳 A 判定の両方を持っている方  
医療的ケアが必要な方の対応可能（看護師が対応）

## 重度障害者等包括支援

【どんな人が使えるの？】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
×	×	×	×	×	×	○

- 障がい支援区分（市役所に申請）が区分6の方。
- 常時介護を有する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い方。
  - ・意思疎通が困難な方。
  - ・重度訪問介護の対象者で、四肢麻痺で寝たきり状態、気管切開で人工呼吸器を装着している方。
  - ・重度訪問介護の対象者で、四肢麻痺で寝たきり状態、最重度の知的障がい者。
  - ・区分認定時の行動援護の調査項目が15点以上（詳しくはお問い合わせください）。

【どんなことをするの？】

- ・認定された範囲で、居宅介護や通所サービス等複数のサービスを総合的にコーディネートして提供します。

## 療養介護

【どんな人が使えるの？】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
×	×	×	×	×	△	○

- 障がい支援区分（市役所に申請）が区分6の方。
  - ※筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者の方は区分5以上。
- 病院等への長期の入院による医療に加え、常時の介護が必要な方。
  - （ex.気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている など）

【どんなことをするの？】

- ・病院など医療施設に入院し、医学的管理の下で食事や入浴等の介護を受けます。
- ・日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動の支援をします。
- ・声かけ、聞き取りなどのコミュニケーション支援をします。
- ・身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指します。

# 生活介護

## 【どんな人が使えるの？】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
×	×	△	○	○	○	○

- 障がい支援区分（市役所に申請）が区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上の方。  
※年齢が50歳以上は、区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の方。

## 【どんなことをするの？】

- ・主に昼間に入浴・排泄・食事等の介護を行います。
- ・創作的活動または生産活動など、日中活動の機会を提供します。

## 【市内や近隣市町で生活介護を行っている事業所】

事業所	電話	住所	
愛厚半田の里	0569-27-5049	鴉根町3-40	
アートスクウェア	0569-20-2577	長根町3-1-11	
こもれび	0569-77-4055	有楽町1-11-6	
JJヒマワリ	0569-27-8833	吉田町4-175	
つみき福祉工房 かりやど	0569-23-3078	雁宿町3-64	
なちゅふいーるど	0569-20-5900	板山町1-28-1	
HNひまわり	0569-23-3377	雁宿町1-22-1	
ハートフルセンター半田「匠」ーたくみー	0569-27-7171	金山町1-75-3	
ハートフルセンター半田「育」ーはぐみー	0569-27-7755	金山町1-75-9	
メビウス	0569-20-7755	椎の木町1-8-1	
るいこん	0569-84-3412	柗町1-88-3	
デイサービスセンター第二瑞光の里	0569-26-2870	土井山町2-105	
みらい	0569-23-6160	瑞穂町3-10-10	
自分時間	090-6355-8859	白山町3-206-10	
めばえ	0569-27-8051	板山町13-136-1	※
ハーブデイサービスセンター	0569-49-2752	阿久比町横松宮前63-2	

- ※印のある事業所は基準該当生活介護（高齢者のデイサービスで障がいのある方の受け入れを行っています）。

## 自立訓練（機能訓練）

### 【どんな人が使えるの？】

●地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいのある方、または難病を患っている方。

- ・障がい者支援施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方。
- ・特別支援学校を卒業した方であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方。

### 【どんなことをするの？】

- ・地域生活への移行や地域生活をするための能力の向上を目的として、期間を決めて、施設への通所や自宅への訪問等を組み合わせて訓練をします。
- ・理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練やコミュニケーション、家事等の訓練をします。
- ・日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援をします。

## 自立訓練（生活訓練）

### 【どんな人が使えるの？】

区分なし (非該当)	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
○	○	○	○	○	○	○

●地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいのある方。

- ・障がい者支援施設や病院に長期入所または長期入院していた方等（地域生活への移行）
- ・特別支援学校等を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方等

### 【どんなことをするの？】

- ・地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的な生活スキルを中心に訓練を行い、地域生活への移行や地域生活をするための能力の向上を目的として、期間を決めて、施設への通所や自宅への訪問などを組み合わせて訓練をします。
- ・食事や家事等、日常的な生活能力を向上するための支援をします。
- ・日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援をします。

### 【市内で自立訓練（生活訓練）を行っている事業所】

事業所名	電話	住所
トレーニングスペース リンク	0569-47-6471	有楽町1-26-1

## 宿泊型自立訓練

【どんな人が使えるの？】

- 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中に一般就労や障がい福祉サービスを利用している方等であって、一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がいのある方または精神障がいのある方。

【どんなことをするの？】

- ・障がいのある方の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整等を行います。

## 就労移行支援

【どんな人が使えるの？】

区分なし (非該当)	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
○	○	○	○	○	○	○

- 企業等への就労を希望し、このサービスを利用することで企業への雇用や在宅就労が見込まれる方。

【どんなことをするの？】

- ・施設へ通って技術を習得したり、実習に出かけたりして仕事をするためのスキルアップの支援を行います。
- ・施設へ通う中で、社会的なマナーや常識など仕事をする上で必要な能力を身につける支援を行います。

【就労継続支援との違いは？】

- ・原則2年間の期限付きで、一般就労を目指して訓練をすることを目的としています。
- ・企業等へ就職することを前提として、必要に応じて施設外での実習等にも取り組みます。

【市内や近隣市町で就労移行支援を行っている事業所】

事業所名	電話	住所
オアシスOne Step	0569-47-5004	有楽町5-213-7
AW ヒマワリ	0569-47-5033	住吉町8-2
株式会社メビコラボ	0569-47-0940	阿久比町大字卯坂字小谷101

## 就労継続支援 A 型

### 【どんな人が使えるの？】

区分なし (非該当)	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
○	○	○	○	○	○	○

●就労に必要な知識・能力の向上を図ることで、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方。

※65歳未満の方または、65歳到達時に5年間以上就労継続支援 A 型のサービスを受給していた方。

- ・就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方。
- ・一般の事業所（会社）に雇用されることが困難な方。
- ・特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった方。
- ・就労経験のある方や一般企業を離職した方。

### 【どんなことをするの？】

- ・施設へ通って働く技術を習得したり、実習に出かけたりして仕事をするためのスキルアップの支援を行います。
- ・施設へ通う中で、社会的なマナーや常識などの仕事をする上で必要な能力を身につける支援を行います。
- ・就労に向けての必要なスキルを高め、一般就労を目指すことを応援します。

### 【就労継続支援 B 型との違いは？】

- ・ A 型の利用者は施設側と雇用契約を結び、雇用保険の対象となります。

### 【市内で就労継続支援 A 型を行っている事業所】

事業所	電話番号	住所
T 's P r o	0569-23-1152	昭和町 4 丁目 1 0 - 1
はなあかり	0569-28-5333	苗代町 2 - 3 6 - 1 2 ・ 1 3

## 就労継続支援 B 型

【どんな人が使えるの？】

区分なし (非該当)	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
○	○	○	○	○	○	○

●障がい支援区分の限定はないが、下記の条件を満たす方が対象。

①企業等や就労継続支援事業（雇成型）での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用が困難となった方。

②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援事業（雇成型）の雇用に結びつかなかった方。

※①②に該当しないが 50 歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇成型）の利用が困難と判断された方（詳しくは相談支援センターへお問い合わせください）。

【どんなことをするの？】

- ・施設へ通って技術を習得したり、実習に出かけたりして仕事をするためのスキルアップの支援を行います。
- ・施設へ通う中で、社会的なマナーや常識などの仕事をする上で必要な能力を身につける支援を行います。

【就労継続支援 A 型との違いは？】

- ・ B 型の利用者は雇用保険の対象となりません。

【市内で就労継続支援 B 型を行っている事業所】

事業所	電話番号	住所
愛厚半田の里	0569-27-5049	鴉根町 3-40
アコード	0569-47-8739	兀山町 126
AWひまわり	0569-47-5033	住吉町 8-2
オアシス	0569-24-3733	有楽町 4-154-13
ガーデン	0569-89-0685	吉田町 2-37
カジュアルハウス	0569-89-0662	西大矢知町 4-120
きずな	0569-29-5111	長根町 3-1-2
キッチンなのはな	0569-47-5615	平地町 4-140
こもれび	0569-77-4055	有楽町 1-11-6
ジョブコロボ半田	0569-21-2031	住吉町 6-74
つみき福祉工房 クッキー工房 柊	080-3620-9178	柊町 5-9-4
ハートフルセンター半田「匠」ーたくみー	0569-27-7171	金山町 1-75-3
WOODLAND	0569-89-7617	有楽町 6-224 SA ビル 2 階
ラスター	0569-26-1117	乙川新町 3-44
はなあかり	0569-28-5333	苗代町 2-36-12・13



## 就労定着支援

【どんな人が使えるの？】

区分なし (非該当)	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
○	○	○	○	○	○	○

●障がい支援区分の限定はないが、就労移行支援等障がい福祉サービス利用を経て、一般就職された障がい者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した方。

【どんなことをするの？】

- ・事業所職員が、企業、医療機関などとの連絡調整を行います。
- ・就労継続にあたって、日常生活や社会生活を送るうえで生じる問題の相談や、その解決の指導・助言を行います。

【市内や近隣市町村で就労定着支援を行っている事業所】

事業所	電話番号	住所
AWひまわり	0569-47-5033	住吉町8-2
メビコラボ	0569-47-0940	阿久比町大字卯坂字小谷101

## 自立生活援助

【どんな人が使えるの？】

区分なし (非該当)	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
○	○	○	○	○	○	○

●障がい支援区分の限定はなく、障がい者支援施設や共同生活援助または、精神科病院などから退所・退院し、地域において単身等で生活していくことに生活力等で不安のある障がい者や同居家族が障がいや疾病等のため自立した日常生活を送るうえで発生する問題に対する支援が得られない障がい者等。

※その他見守り等が必要な障がい者。(詳しくは相談支援センターへお問い合わせください)。

【どんなことをするの？】

- ・事業所職員が、障がい者宅を定期的に巡回訪問します。また、随時連絡を受けて訪問し、生活全般の問題を職員が把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。

## 施設入所支援

【どんな人が使えるの？】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
×	×	×	△	○	○	○

●障がい支援区分（市役所に申請）が区分4以上で、夜間の介護が必要な方。

●生活介護を利用されている方または、自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、通所することが困難な方。

※現在入所している方の場合は、区分3以下の方であっても入所可能です（50歳以上の場合は、区分3以上）。

【どんなことをするの？】

・入所型の施設で生活をし、夜間の入浴・排泄・食事の介助を行います。

【市内で施設入所支援を行っている事業所】

事業所	電話	住所
愛厚半田の里	0569-27-5049	鴉根町3-40

## 共同生活援助（グループホーム）

※平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。

【どんな人が使えるの？】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
△	○	○	○	○	○	○

●障がい支援区分（市役所に申請）が区分1以上の方。 ※65歳未満の方、または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限ります。

※非該当であっても、市町村の判断によっては利用可能な場合があります。

（詳しくは相談支援センターへお問い合わせください）

【どんなことをするの？】

・障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います（※日中は、企業等で働いたり福祉施設へ通所して活動をします）。

【どんな所なの？】

・障がいのある方が2人～9人で共同生活をします。世話人が生活に関する相談にもなります。

・自立を目指している方は、世話人に掃除や洗濯などを助けてもらうことができます。

・食事や入浴等の介護や日常生活上の支援が必要な方は、生活支援員が行ったり、外部のヘルパー等の利用や訪問看護の医療的ケアを受けながら暮らすことができます（体制等は、各事業所によって異なります）。

## 市内で【グループホーム】を行っている事業所

事業所名	電話	住所
愛厚半田の里ケアホーム	0569-27-5049	宮本町3-213-3
第三愛厚半田の里ケアホーム	0569-27-5049	鴉根町2-2-1、3-9
やまぼうしの郷	0569-27-7855	池田町1-213-1
すだちの丘	0569-27-7700	池田町1-32-1
グループホームつみき半田	0569-22-5033	住吉町1-68-2
hanabitaikai	0569-22-4072	天王町1-40-5
ハートフルセンター半田「柳風荘」Windy Willows	0569-27-7300	金山町1-75-10
ありのまま舎	0569-48-0313	阿久比町横松小清水寺18-1
環がや	080-1627-7439	乙川若宮町66-2
ひまわりの家	0569-47-9897	岩滑中町2-126-2
AOYAMABASE	0569-89-7625	青山4-27-19

## <地域生活支援事業（市の制度）>

### 日中一時支援 A 型

【どんな人が使えるの？】

●日中、見守り等の支援が必要な障がい者が対象です。障がいの種別は問いません。

【どんなことをするの？】

- ・短期入所の事業所にて宿泊を伴わず長時間過ごし（1日8時間が最長）、見守りや日常的な訓練を行います。  
※送迎や入浴、食事提供の実施は事業所によって異なります。（詳しくは各事業所にお問い合わせください。）  
※利用内容に応じ、材料費などの実費がかかることがあります。

【半田市在住の方の受け入れを行っている事業所】

事業所名	電話番号	住所
愛厚半田の里	0569-27-5049	鴉根町3-40
生活支援センターあっと	0569-23-8008	天王町1-40-5
瑞光の里	0569-27-6262	椎ノ木町1-69
第二瑞光の里	0569-26-5510	土井山町2-105
パスピ・98	0569-48-9098	阿久比町卯坂秋葉山37-5
ひがしうらの家	0562-84-3400	東浦町大字藤江字カガリ118
ピカリコ	0563-53-1212	西尾市平口町大溝75
ガイア	0562-48-3980	碧南市中山町1-7

### 日中一時支援 B 型

【どんな人が使えるの？】

●休日等に、昼間の活動を行いたい障がい者が対象です。障がいの種別は問いません。

【どんなことをするの？】

- ・原則として一日4時間以上の利用で、施設にて日中の見守り、昼間の活動の支援を行います。
- ・創作的活動、生産活動の機会の提供、地域・社会との交流の促進を図ります。  
※送迎や入浴、食事提供の実施は事業所によって異なります。（詳しくは各事業所にお問い合わせ下さい。）  
※利用内容に応じ、材料費などの実費がかかることがあります。

【半田市在住の方の受け入れを行っている事業所】

事業所名	電話番号	住所
こもれび	0569-77-4055	有楽町1-11-6
生活支援センターあっと	0569-23-8008	天王町1-40-5
ひまわり	0569-23-3377	雁宿町1-22-1
つみき福祉工房	0569-23-3078	住吉町1-65-4
ハートフルセンター半田「育」—はぐみ—	0569-27-7755	金山町1-75-9
第二瑞光の里	0569-26-5510	土井山町2-105
WOODLAND	0569-89-7617	有楽町6-224 SA ビル2階
アコード	0569-47-8739	兀山町126
るいこん	0569-84-3412	柵町1-88-3
ありのまま舎	0569-48-0313	阿久比町横松小清水寺18-1

## 移動支援

【どんな人が使えるの？】

- 視覚障がい児・者
- 全身性障がい児・者
- 知的障がい児・者
- 精神障がい者

屋外での移動が難しい障がい児・者への外出支援を行います。

※原則として、行動援護、重度訪問介護、重度障害者包括支援のサービスを受けている方は利用できません。

【どんなことをするの？】

- ・ヘルパーが外出の付き添いをします。

※余暇支援として、月に8時間まで利用することができます。

- ・1対1の支援と、グループでの支援（例：2名の利用者にヘルパーが1人）があります。

【例えば、どんなときに使えるの？】

- ・映画やコンサートを見に行くとき、買い物などに同行してほしいとき。
- ・初めての場所へ出かけるときの公共交通機関等の乗り方の練習をしたいとき。

等、詳しくは各事業所にご相談ください。

【半田市在住の方の移動支援のサービスを実施している事業所】

事業所名	電話番号	住所
アースサポート半田	0569-31-1400	昭和町2-47
ケアサービスめばえ	0569-27-8551	板山町13-136-1
生活支援センターあっと	0569-23-8008	天王町1-40-5
つみき福祉工房	0569-23-3078	住吉町1-65-4
てとて	0569-29-1119	長根町1-122 2F
ニチイケアセンター半田	0569-25-4311	岩滑中町4-163 榊原ビル2F
ニチイケアセンター有楽町	0569-25-0603	有楽町4-225-3
ふるさと	0569-26-4469	花園町1-17-8
ふれあい支援センター	0569-27-7858	池田町1-213-4
ベタニアホーム	0569-22-6489	桐ヶ丘町4-208-2
ヘルパーステーション宝来	0569-77-2495	平井町5-11-1
りんりん	0569-32-6616	岩滑高山町5-4
ヘルパーステーションアーチ	0569-47-6471	有楽町1-34-1
訪問介護事業所ごきや	0569-27-8820	板山町2丁目166番地の2
ハーブ内科皮フ科在宅医療介護センター	0569-49-2752	阿久比町横松宮前67
ケアシス訪問介護ステーション	0569-71-0315	武豊町長宗2-32
ヘルパーステーション絆	0562-83-7563	東浦町緒川北赤坂35-1
ヘルパーステーションさわやか愛知	0562-44-9206	大府市共栄町2-420-1
クリエイトケアライフ	052-698-7338	名古屋市港区木場町2-31 リビオ木場605号

## 訪問入浴

【どんな人が使えるの？】

- 在宅で生活していて、このサービスを利用しなければ入浴が困難である身体障がいのある方。  
※ただし介護認定を受けている方や、介護保険の対象者である方は介護保険のサービスが優先となります。

【どんなことをするの？】

- ・浴槽や入浴の設備のある移動入浴車で自宅を訪問し、入浴スタッフが専用の浴槽を準備して入浴介助を行います。安心して安全な入浴が出来ます。

【半田市在住の方の受け入れを行っている事業所】

事業所	電話番号	住所
アースサポート半田	0569-31-1400	昭和町 2-4-7
入浴介護センター	0569-24-3613	瑞穂町 1-5-9
ケアシス訪問入浴ステーション	0569-71-0320	武豊町長宗 2-3-2

## 体験的宿泊

【どんな人が使えるの？】

- 在宅で生活している障がい児・者が対象です。障がいの種別は問いません。

【どんなことをするの？】

- ・通所事業所で入浴や就寝、食事など、夕方から朝にかけて活動を行い、自宅以外での宿泊経験を積むことを目指します。
- ・創作的活動、地域・社会との交流を行います。  
※活動内容や送迎や入浴、食事提供の実施は事業所によって異なります。（詳しくは各事業所にお問い合わせ下さい。）  
※利用内容に応じ、材料費や活動費などの実費がかかることがあります。

【半田市在住の方の受け入れを行っている事業所】

事業所	電話番号	住所
りぼん	0569-26-0069	星崎町 2-201-10
ぐりーん	0569-77-3313	有楽町 1-11-6
みらい	0569-23-6160	瑞穂町 3-10-10
かのん	0569-47-5882	一ノ草町 201-1
るいこん	0569-84-3412	柘町 1-88-3

## <障がい者総合支援法以外のサービス>

### 訪問看護

【どんな人が使えるの?】

- 居宅で生活を送る、医療保険の利用条件を満たした方。

※主治医が利用者の病状が安定しており、訪問看護が必要だと認めた場合に限りです。

【どんなことをするの?】

- ・看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士等が居宅を訪問して行う、療養にかかわる世話、または必要な診療の補助を行うサービスをいいます。
- ・医療保険を満たしている方は、週に1～3回まで訪問看護を利用することができます。1回の利用時間数については、30分～90分の範囲で行います。

【訪問看護を行っている事業所】

事業所	電話番号	住所	小児	精神	リハビリ
青山訪問看護ステーション	0569-26-5072	青山2-22-3	-	○	-
在宅総合センターメディアライフ 訪問看護ステーション	0569-28-2221	南大矢知町2-41-1	要相談	-	○
すみれ訪問看護ステーション	0569-25-7313	岩滑高山町6-16-1	○	○	○
知多訪問看護リハビリステーション	0569-26-3311	星崎町3-20-4 住吉ビル1F	○	○	○
ベタニア訪問看護ステーション	0569-84-6400	桐ヶ丘4-208-2 ピアビル2F	-	-	○
訪問看護ステーション コスモス	0569-23-0082	浜田町3-10-10	-	-	-
ハーブ内科皮フ科在宅医療介護 センター	0569-49-2752	阿久比町横松宮前67	○	-	○
ケアシス訪問看護ステーション	0569-71-0320	武豊町長宗2-32	○	-	○
訪問看護ステーション 和来	0562-84-8588	東浦町大字緒川北新田 54-15 エストワン201	-	○	○
訪問看護ステーション レガート	052-601-6277	東海市名和町欠ノ脇28	○	○	○
訪問看護リハビリステーション サンハートライフ東海	0562-38-7256	東海市加木屋町東島田 14-6 ラ・トゥールナリタ203	○	○	○
アップヒンド訪問看護ステーション	0562-44-7151	大府市桃山町1-285-7	○	-	○
大府あおぞら有床クリニック	0562-85-1510	大府市吉田町半ノ木45-1	○	○	○

## 訪問リハビリテーション

【どんな人が使えるの？】

●居宅で生活を送る、介護保険の対象または医療保険の利用条件を満たした方。

【どんなことをするの？】

・訪問リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がいる病院・クリニック、老人保健施設が実施します。

※寝返りなどの体位変換、起き上がりや座る訓練、立ち上がり訓練、歩行訓練、嚥下訓練（嚥下：食べ物を飲み込む）、関節の変形拘縮（拘縮：関節が固まり動かなくなる状態）の改善、排泄動作訓練等を行います。

※また、これらの動作について日常生活での工夫を指導したり、介助や介護の方法を家族に指導したり、在宅で必要な福祉用具や住宅改修のアドバイスをします。

【訪問リハビリテーションを行っている事業所】

あべクリニック	0569-28-0360	半田市南大矢知町2-41-1
半田中央病院	0569-20-2210	半田市有脇町13-101
中野整形外科	0569-21-5448	半田市大和町1-38
竹内整形外科・内科クリニック	0569-47-1275	阿久比町大字萩字新川35
医療法人マックス すこやかクリニック	0569-71-0315	武豊町長宗2-32



半田市障がい児・者 福祉資源ガイドブック

## ふくしげん

【発行元】半田市役所福祉部地域福祉課 障がい者援護担当

住 所 半田市東洋町2-1

T E L 0569-84-0641

F A X 0569-22-2904

メール [chiikifukushi@city.handa.lg.jp](mailto:chiikifukushi@city.handa.lg.jp)

【発行日】2019年6月1日